

2015年7月

各労働組合・団体御中

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

共同代表

全労連	議長	小田川 義和
全労協	議長	金澤 壽
全国港湾	委員長	糸谷 欽一郎
M I C	議長	新崎 盛吾

JAL 不当解雇撤回原告団(争議団) 乗員団長 山口 宏弥  
客乗団長 内田 妙子  
(公 印 省 略)

### JAL 不当解雇撤回争議の早期解決をめざす 稲盛名誉顧問あて要請ハガキの取り組みにご協力ください

皆さまの日々の御奮闘に心より敬意を表すると共に、JAL 不当解雇撤回の闘いに日頃より多大なご支援を頂いておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、パイロットと客室乗務員 165 名の整理解雇事件に関する「JAL 不当解雇撤回裁判」につきましては、すでにご存じの通り最高裁が、去る 2 月 4, 5 日付で上告棄却・上告不受理の不当決定を下しました。

一方、6 月 18 日には 2010 年 11 月に整理解雇の回避を求める要求についてスト権投票を行っていた原告の各所属労働組合に対して、管財人らが「スト権が確立したら 3500 億円の出資はしない」と、嘘と脅しによる支配介入の不当労働行為を行ったことが東京地裁に引き続き東京高裁でも認定され、管財人らの不法行為が断罪されました。解雇撤回裁判で確定した高裁判決が拠り所とした「管財人の判断は合理的」の大前提が間違っていたこととなります。しかし、日本航空はこの行政訴訟の高裁判決を不服として、最高裁に上告し、解雇撤回争議の解決に向けた労働組合との交渉にも誠実に対応しようとしていません。

この状況を踏まえて、当時日本航空会長であった現名誉顧問稲盛和夫氏（京セラ名誉会長）に対し、解決に向け尽力するように求める要請ハガキの取り組みを行うことになりました。

皆さまにおかれましては大変お忙しい中とは存じますが、JAL 不当解雇撤回争議の早期解決に向け、是非このとりくみに御協力いただきたく、要請させていただきます。

尚、ハガキ代（1 枚 52 円）については可能な範囲でカンパにご協力していただけますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 目標

要請ハガキ 2万通

### 2. 取組み方法

ハガキ裏面の下部ひとこと欄にご記入の上、投函して下さい。

### 3. 取組み期間

8月末までに集中していただきたく、お願い致します。

最終締め切りは追ってお知らせいたします。

### 4. 問い合わせ先

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル

JAL 不当解雇撤回原告団 事務局

Tel : 03-5705-5716 Fax : 03-5737-7819

以上